

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年8月7日(木) 15時00分～15時30分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	前田 雄俊
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項 第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告事項 第2号 農用地利用集積等促進計画案への意見について

報告事項 第3号 農用地利用集積等促進計画の認可について

報告事項 第4号 軽微な農地改良の届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中山 哲也
副局長・農地係長事務取扱	獅子田 正臣
副主幹	山口 徳康
主事	和 颯 玲

7. 会議概要

議 長

ただいまから、令和7年第8回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、5番 寺田委員、6番 前田委員 をお願いします。

なお、農地法第5条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページから2ページ、整理番号1から6について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主 事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 藺 田辺 1074 番外 7 筆、登記地目、田、現況地目、畑で合計面積 11,057 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、南房総市の法人、譲受人も南房総市の法人です。

事由としては、譲渡人は廃業するため譲り渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、苆やトマトを栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号2 所在地は 宮城 越地 19 番 1、登記地目、現況地目、共に田で面積 505 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、南房総市にお住いの 75 歳の方、譲受人は市内宮城にお住いの 74 歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠距離で耕作できないため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、水稻を栽培し、農業経営規模を拡

大したいとのことです。

整理番号3 所在地は 北条 藪下 1576 番 17、登記地目、現況地目、共に畑で面積 165 m²の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内新宿にお住いの 96 歳の方、譲受人は市内北条にお住いの 26 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢のため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、野菜等を栽培し、新規就農したいとのことです。

整理番号4 所在地は 沼 大和田西 1059 番、登記地目、現況地目、共に畑で、面積 231 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内沼にお住いの 72 歳の方、譲受人は八千代市にお住いの 76 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をしていないため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、野菜を栽培し、新規就農したいとのことです。

整理番号5 所在地は 笠名 岡 1175 番、登記地目、現況地目、共に畑で、面積 495 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内笠名にお住いの 94 歳の方、譲受人も市内笠名にお住いの 60 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営規模を縮小するため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、野菜等を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

整理番号6 所在地は 大賀 水余 1109 番、登記地目、現況地目、共に畑で、面積 132 m²の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、東京都葛飾区にお住いの 49 歳の方、譲受人は東京都立川市にお住いの 46 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をしていないため譲り渡します。

譲受人は、この農地を譲り受け、野菜等を栽培し、新規就農したいとのことです。

以上、全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

また、第2項第6号関係では、その利用にあたり、支障となるよう

なことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の3ページから4ページ、整理番号1から3について審議します。

事務局より、説明をお願いします。

主事

整理番号1 所在地は中里 上ノ原 192 番 1 外 9 筆、合計面積 3,183 m²の賃貸借による地上権設定の案件です。

申請人は東京都中央区の法人です。

転用の事由及び施設は、グリーンかつ自立可能なエネルギーシステムを構築したいため、618 枚の太陽光パネルを設置したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和8年1月10日に工事着手し、令和8年4月10日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2 所在地は 笠名 二反畑 1632 番、登記地目、現況地目、共に畑で面積 499 m²の使用貸借による貸借権設定の案件です。

申請人は市内笠名の法人です。

転用の事由及び施設は、建設業を営んでおり、経営規模拡大に伴い

新たに資材置き場が必要となったためです。

農地の区分について説明します。この農地は用途地域内にある農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年9月1日に工事着手し、令和7年9月30日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号3 所在地は正木 干潟 1222 番 12、登記地目、現況地目、共に畑で面積 241 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は神奈川県の人です。

転用の事由及び施設は、立地のいいこの土地に社員のための研修所兼保養所を作りたいとのこと。

農地の区分について説明します。この農地は用途地域内にある農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第3号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和7年9月15日に工事着手し、令和8年2月28日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

以上、全ての案件について、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りだと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、太陽光発電施設を建設するための申請になります。

5番委員、ご意見等ございますか。

担当委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	もう 1 人の推進委員は本日欠席されています。5 番委員、何か意見等を聞いていますか。
担当委員	一緒に現地確認をした際、特に問題無いと聞いています。
議 長	整理番号 2 については、資材置き場を建設するための申請になります。 7 番委員、ご意見等ございますか。
担当委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 3 については、研修所兼保養所を建設するための申請になります。 1 番委員、ご意見等ございますか。
担当委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、報告事項第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定によ

る合意解約について」を報告します。

資料の 5 ページ、整理番号 1 について、事務局より説明をお願いします。

副主幹

整理番号 1 所在地は、正木 新田 4472 番、面積 2,973 m²について、合意解約が成立、解約理由は、中間管理機構に変更するためとのことです。

説明は以上です。

議長

つづきまして、報告事項第 2 号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を報告します。

資料の 6 から 14 ページ、整理番号 1 から 11 について、事務局より説明をお願いします。

副主幹

まず、「農用地利用集積等促進計画」についてですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農地中間管理事業を利用する場合は、この「農用地利用集積等促進計画」を定めなければならない、この計画を定めたときは、農業委員会に意見を聴かなければならないとされています。

今回、意見照会のあった促進計画案は、資料の 9 から 10 ページの合計 11 件で、地域計画内での貸し借りです。農業委員会は、促進計画案に対する意見とともに、借受人の農家要件等を確認します。

農家要件等を確認する借受人は、資料の 12 から 13 ページのチェックリストにありますように、個人 4 件、法人 3 件です。確認する要件は、「その者が権利設定を受ける農用地の全てを効率的に利用するか」、「農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるか」です。

事務局において、各要件を満たしていることを確認し、計画案に対する意見なしとして、資料 11 ページのとおり回答しました。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 3 号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を報告します。

資料の 15 から 21 ページ、整理番号 1 から 14 について、事務局よ

副 主 幹

り説明をお願いします。

今回の案件は、市から農業委員会に意見照会のあった促進計画案について、事務局で農家要件等を確認し、「計画案に対する意見なし」として回答したことを、5月の総会で皆様にご報告した案件です。令和7年6月25日付、令和7年7月15日付けで、県知事から正式に認可がおりたと通知がありましたので、ご報告します。

各案件の説明については、時間の都合により割愛させていただきます。

説明は以上です。

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第3号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第4号「軽微な農地改良の届出について」を報告します。

資料の22ページ、整理番号1について、事務局より説明をお願いします。

「軽微な農地改良の届出」とは、農地を土砂で埋立しようとする場合、面積が500㎡以上、かつ土量が250㎡以上の場合は、一時転用の許可が必要となりますが、それ以下の場合は「届出」でよいこととなっています。

資料22ページ、整理番号1、所在地は下真倉 四ノ宮 417番1、登記地目、現況地目共に畑で、面積は988㎡の内490㎡です。

届出人は市内大網の方です。

届出事由は、49cm盛土して大根・菜っ葉を作付けるとのことです。

説明は以上です。

以上で、第8回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

15時30分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

杉 田 恒 雄

館山市農業委員会委員

寺 田 哲 雄

館山市農業委員会委員

前 田 雄 俊

